○総務省告示第百七十八号

衆議院小選挙区選出議員の選挙における平成八年自治省告示第二百二十号の候補者となるべき者の選定の手続について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の五第四項の規定に基づき、次のとおり異動の届出があったので、同条第五項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年四月十二日

総務大臣　山本　早苗

異動の届出年月日	異動事項	異動の届出政党その他の政治団体の名称
平成二十八年三月二十八日	新	民進党
	旧	民主党

政党その他の政治団体の名称	民進党
候補者となるべき者の選定機関の構成員の選出方法	規約に定める者および代表の指名する者
	規約に定める者および幹事長の指定する者

○総務省告示第百七十九号

衆議院比例代表選出議員の選挙における平成八年自治省告示第二百二十一号の衆議院名簿登載者の選定の手続について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の五第四項の規定に基づき、次のとおり異動の届出があったので、同条第五項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年四月十二日

総務大臣　山本　早苗

異動の届出年月日	異動事項	異動の届出政党その他の政治団体の名称
平成二十八年三月二十八日	新	民進党
	旧	民主党

政党その他の政治団体の名称	民進党
衆議院名簿登載者の選定機関の構成員の選出方法	規約に定める者および代表の指名する者
	規約に定める者および幹事長の指定する者

○中央選挙管理会告示第七号

衆議院比例代表選出議員の選挙における平成二十八年中央選挙管理会告示第一号の政党その他の政治団体の名称、略称等について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の六第五項の規定に基づき、次のとおり異動の届出があったので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年四月十二日

中央選挙管理会委員長　神崎　浩昭

異動の届出年月日	異動事項	異動の届出政党その他の政治団体の名称
平成二十八年三月二十五日	新	改革結集の会
	旧	民主党

代表者の氏名	村山　憲司	村岡　敏英
本部の所在地	東京都大田区南雪谷二―一一―一六―八〇一	東京都港区南青山一―二二―二ベルハイツ一階

○中央選挙管理会告示第八号

衆議院比例代表選出議員の選挙における名称及び略称の届出をした次の政党その他の政治団体について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の六第八項の規定に基づき同法第八十六条の二第一項第一号又は第二号に該当する政党その他の政治団体でなくなった旨の届出があったので、同法第八十六条の六第八項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年四月十二日

中央選挙管理会委員長　神崎　浩昭

届出年月日	政党その他の政治団体の名称	略称	本部の所在地	代表者の氏名
平成二十八年三月二十五日	改革結集の会	改革結集の会	東京都大田区南雪谷二―一一―一六―八〇一	村山　憲司

○中央選挙管理会告示第九号

衆議院比例代表選出議員の選挙における名称及び略称の届出をした次の政党その他の政治団体について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の六第八項の規定に基づき解散をした旨の届出があったので、同項の規定に基づき告示する。

平成二十八年四月十二日

中央選挙管理会委員長　神崎　浩昭

届出年月日	政党その他の政治団体の名称	略称	本部の所在地	代表者の氏名
平成二十八年三月二十八日	維新の党	維新	東京都千代田区永田町二丁目九番六号十全ビル一〇一	松野　頼久

○中央選挙管理会告示第十号

衆議院比例代表選出議員の選挙における平成二十七年中央選挙管理会告示第三号の政党その他の政治団体の名称、略称等について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の六第五項の規定に基づき、次のとおり異動の届出があったので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年四月十二日

中央選挙管理会委員長　神崎　浩昭

異動の届出年月日	異動事項	異動の届出政党その他の政治団体の名称
平成二十八年三月二十八日	新	民進党
	旧	民主党

政党その他の政治団体の名称	略称	民進
		民主

○政治資金適正化委員会告示第二十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十八年四月十二日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	氏名	抹消年月日	抹消事由
四七	谷田　尚	二七、一二、三〇	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号
三五四	小西　康夫	二八、三、二四	本人からの申請
五九二	鎌田　俊夫	二七、六、一七	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号
一〇五七	西村　一博	二七、九、五	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号
一八四〇	山本　義昌	二七、八、二一	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号

○政治資金適正化委員会告示第二十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

平成二十八年四月十二日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	氏名	抹消年月日	抹消事由
五〇二三	二八、三、一八	豊島　成彦	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号
五〇二四	二八、三、一八	野坂　喜則	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号

○外務省告示第百二十四号

平成二十八年二月二十四日にブラチスラバで、ワーキング・ホリデー制度に関する次の口上書の交換がスロバキア共和国政府との間に行われた。同口上書にいう措置は、平成二十八年六月一日から実施される。

平成二十八年四月十二日

外務大臣　岸田　文雄

（在スロバキア共和国日本国大使館からスロバキア共和国外務・欧州問題省宛ての口上書）

（訳文）

No.15／2016

口上書

在スロバキア共和国日本国大使館は、スロバキア共和国外務・欧州問題省に敬意を表するとともに、日本国政府が、日本国とスロバキア共和国との間の一層緊密な協力関係を促進するとの精神の